年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA(株)(現在は、B(株))における資格取得日に係る記録を平成16年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年5月1日から同年8月1日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を得た。A(株)には平成16年5月から勤務しており、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び複数の同僚の供述から、申立人は平成 16 年 5 月 1 日から A (株) に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された 給与明細書により確認できる報酬月額から、17万円とすることが妥当である。 なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい ては、事業主は不明と回答しているが、申立人の健康保険厚生年金保険被保 険者資格取得届を確認すると、事業主は平成16年8月1日を被保険者資格取 得日として社会保険事務所(当時)に届け出ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月から同年7月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

釧路国民年金 事案 436

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から61年3月まで

申立期間について、元の職場の勧めもあり退職後すぐに国民年金へ加入 した。国民年金保険料は夫が支払っていたはずである。未納とされている ことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳記号番号は、前後の番号の任意加入者の加入年月日から昭和61年4月頃に払い出されたものと推認され、夫が共済組合員であったことから任意加入期間として管理されていた申立期間の保険料を遡って納付することができない上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見られない。

また、申立人の年金記録によると、国民年金に加入した昭和 61 年 4 月から 6 か月間保険料を納付し、同年 10 月に国民年金第 3 号被保険者資格を取得したことが確認できるが、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を納付していたとする夫から当時の状況を聴取したところ、「国民年金加入後しばらく保険料を納付し、第 3 号被保険者に該当することとなったために納付しなくなった。」と供述していることから、申立期間と実際に納付した期間を混同している可能性も否定できない。

さらに、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

釧路厚生年金 事案 555

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業 主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月1日から55年3月24日まで

② 昭和55年10月1日から56年4月1日まで

③ 昭和56年4月26日から同年5月30日まで

④ 昭和56年10月1日から57年5月30日まで

⑤ 昭和57年10月1日から58年1月22日まで

⑥ 昭和58年2月20日から同年4月8日まで

船員保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間についての加入記録が無いとの回答を得た。

申立期間について、毎年10月から翌年5月まではそれぞれ継続して乗船 していたはずであり、船員保険料は給与から控除されていたはずなので、 申立期間について、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、船舶所有者のAが所有する船舶に乗船していたと供述しているが、船舶所有者別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、同船舶所有者が船員保険の適用事業所となったのは昭和55年3月24日であることから、申立期間①当時は同保険の適用事業所ではないことが確認できる上、申立人が当時一緒に乗船していたとして名前を挙げている同僚を含む4人についても、いずれも同日に同保険の被保険者資格を取得し、申立人と同日の同年7月18日に資格喪失していることが確認できる。
- 2 申立期間②から⑥までについて、申立人は毎年10月から翌年5月までの間、船舶所有者のA又はBが所有する船舶に乗船していたと供述しているが、同船舶所有者に係る被保険者名簿によると、各年において10月から5

月まで継続して船員保険の被保険者であった者は確認できない上、申立期間④に係る被保険者名簿に申立人の名前は記載されておらず、整理番号に も欠番はみられない。

また、被保険者名簿によると、申立人が一緒に乗船していたとする上述の同僚は、申立期間②、④及び⑥においては船員保険の被保険者ではなかったことが確認できる。

さらに、当該船舶所有者が所属していたC漁業協同組合に照会したところ、同組合が保管する昭和56年以降の船員保険被保険者資格取得届及び喪失届(控)によって確認できる申立人の被保険者記録は、年金記録と合致している旨の回答を得ており、当時の社会保険事務所の記録管理上の不備はうかがえない。

3 申立人は、船員手帳を所持していない上、各申立期間に係る事業主及び 当時の同僚への照会を希望していないため、これらの者から各申立期間に おける申立人の乗船状況及び事業主による船員保険料控除の状況について 確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人は、各申立期間において国民年金に加入し、その保険料を全て納付していることが確認できる。

4 このほか、申立人の全ての申立てに係る事実を確認できる関連資料及び 周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が船員保険被保険者として、全ての申立期間に係る船員保険料を各 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。